

各発注機関の長 様

県土整備部理事
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

現場代理人の取扱いについて（通知）

建設工事請負契約書の条項第10条第2項に規定する現場代理人について、「三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱」の改正に伴い、下記のとおり取扱いを定めたので通知します。

なお、この通知に伴い令和4年3月28日付け県土第03－212号「現場代理人の取り扱いについて」は廃止します。

記

1 契約時等における現場代理人確認の取扱い

(1) 契約時の提出書類

- ア 現場代理人等通知書（三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱様式－1）
- イ 契約時における現場代理人チェックリスト（別記様式1）及び添付書類
- ウ 現場代理人の直接的な雇用が確認できる書類

(2) 契約時の内容確認

受注者から提出された書類及びコリンズ等により別記様式1の記載内容の確認を行うこと。

- ア コリンズにより手持ち工事の状況を確認
- イ グループウェアに掲載する名簿等により建設業法上の営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者となっていないかを確認
- ウ 添付書類により直接的な雇用の有無を確認

現場代理人は、建設工事請負契約書の条項により、契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる（一部除外あり）とされていることから、その権限を行使する地位にあることの根拠の一つとして、「直接雇用されている者である」ことを確認する。

なお、雇用確認の方法は、平成19年5月11日付け県土第03－39号「現場配置技術者の3ヶ月以上の雇用確認について」の確認方法に準じる。

- (3) 契約時以降、現場代理人を変更する際の提出書類及び内容の確認は、契約時と同様に扱う。

2 建設工事請負契約書の条項第10条第3項について次のいずれかに該当する場合には、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 建設工事請負契約書の条項第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 余裕期間設定工事における「契約日から工事着手日前日までの期間（余裕期間）」
- (5) (1)～(4)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

3 2 (3) の期間において、次の (1) から (3) までをいずれも満たす場合は、他の工事の現場代理人との兼任を認めることができる。

この場合においては、1 (1) に定める契約時の提出書類に加えて現場代理人兼任届（工場製作期間用）（別記様式2）を提出させ、次の (1) から (3) までをいずれも満たしていることを確認すること。

(1) 兼任する工事は、いずれも工場製作のみが行われている期間であること。

(2) 兼任する工事は、いずれも現場代理人の常駐を要しないとする期間について打合わせ簿などの書面により明確にされていること。

(3) 兼任する現場代理人は、発注機関又は監督員から常に携帯電話等で連絡をとれる状態であること。

4 2 (4) の期間において、次の (1) から (3) までをいずれも満たす場合は、他の工事の現場代理人との兼任を認めることができる。この場合においては、1 (1) に定める契約時の提出書類に加えて現場代理人兼任届（別記様式3）を提出させ、次の (1) から (3) までをいずれも満たしていることを確認すること。なお、現在稼働中の工事の現場代理人については、兼任する余裕期間中の工事現場が稼働しないことから、常に稼働中の工事現場に滞在することが可能である。このため、現場代理人として「常駐」しながらも余裕期間中の工事の現場代理人と兼任を可能とする。

(1) 兼任する工事の施工箇所は、いずれも同一建設事務所の所管区域内であること。

(2) 兼任する工事は、いずれも三重県発注工事であること。ただし、国又は市町等の工事において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。

(3) 兼任する現場代理人は、発注機関又は監督員から常に携帯電話等で連絡をとれる状態であり、発注機関又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

5 適用

令和6年7月1日以降起案にかかるものから適用します。

事務担当：県土整備部 建設業課 入札制度班

電 話：059-224-2723